

工事等に係る最低制限価格制度の基準の設定等について

平成20年2月21日決裁
平成24年3月14日改正
平成25年6月 5日改正
平成26年4月 1日改正
平成28年5月 1日改正
平成29年5月 1日改正
平成31年4月 5日改正
令和 4年3月24日改正
最終 令和 7年8月 1日改正

このことについて、「工事等に係る最低制限価格制度の事務手続について」（平成20年2月21日決裁。以下「事務手続」という。）の規定に基づき、工事の請負並びに工事に係る設計、測量及び地質調査等の委託業務（以下「工事等」という。）に係る最低制限価格制度の事務の取扱いを次のとおり定める。

1 対象工事等

（１） 工事の請負の契約

町長は、原則として予定価格が5,000万円を超える工事の請負の契約に係る競争入札を行おうとするときは、最低制限価格制度を適用して行うものとする。ただし、予定価格が5,000万円以下の工事であって町長が必要と認めた場合は、最低制限価格制度を適用することができるものとする。

（２） 工事に係る委託業務の契約

町長は、原則として予定価格が1,000万円を超える工事に係る設計、測量及び地質調査等（以下「委託業務」という。）の契約に係る競争入札を行おうとするときは、最低制限価格制度を適用して行うものとする。ただし、予定価格が1,000万円以下の委託業務であって町長が必要と認めた場合は、最低制限価格制度を適用することができるものとする。

2 工事等の最低制限価格の設定の基準

（１） 工事

次のアからエまでに定める額の合計額（1円未満切捨て）に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 委託業務

ア 委託業務の種類ごとに次の(ア)から(エ)までに定める額(1円未満切捨て)に100分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする(一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額(1円未満切捨て)の合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。)。

(ア) 設計(土木)にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(イ) 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(ウ) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(エ) 設計(建築)にあつては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

イ アにより算出した額が、事務手続第3の1の(2)から(4)までに定める範囲外となる場合にあつては、アにかかわらず、次の(ア)から(ウ)までに定める額とする。

(ア) 設計(土木)及び設計(建築)については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。

(イ) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。

(ウ) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。

3 最低制限価格の設定

町長は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに2の（1）又は（2）の基準により最低制限価格を設定するものとする。

4 予定価格調書の作成

町長は、最低制限価格を設定したときは、別記様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

5 落札者の決定

町長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

6 その他

町長は、最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

7 取扱いの特例

対象工事等で、平成31年9月30日以前に対象工事等に係る目的物の引渡しが行われる見込みである場合には、2の（1）又は2の（2）のア中「100分の110」を「100分の108」と、別記様式中「100／110」を「100／108」と読み替えて取り扱うものとする。

予 定 価 格 調 書

工 事 名 _____

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
予 定 価 格											

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
最 低 制 限 価 格											

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入 札 書 比 較 価 格 (予定価格 ×100/110)											

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入 札 書 比 較 価 格 (最低制限価格 ×100/110)											

上記のとおり予定する。

年 月 日